

2025年5月28日

各位

会社名 BABY JOB 株式会社
(コード番号: 293A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 上野 公嗣
問合せ先 財務経理部 部長 西尾 剛彦
TEL 06-4862-5187
URL <https://baby-job.co.jp/>

臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに付議議案の決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定及び本臨時株主総会の開催並びに本臨時株主総会の付議議案について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年6月13日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2025年6月13日（金曜日）
- (2) 公告日 2025年5月28日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）
<https://baby-job.co.jp/>

2. 本臨時株主総会の開催及び付議議案等について

- (1) 開催日時 2025年7月9日（水曜日）午前10時
- (2) 開催場所 大阪府大阪市淀川区西中島六丁目7番8号
- (3) 付議議案
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
 - 第3号議案 スtock・オプションとして、取締役及び従業員等に新株予約権を発行する件

3. 付議議案の内容について

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

(1) 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

(2) 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

① スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2024年5月24日開催の第6回定時株主総会において、年額100百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）とすることをご承認いただき、今日に至っております。このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額17.5百万円以内（うち、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）については5百万円以内）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役2名）ですが、2025年7月1日付で1名増員することが決定しており、4名（うち社外取締役3名）となります。具体的な付与対象者、支給時期及び分配については、取締役会にて決定いたします。

② 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

i. 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、取締役（監査等委員である取締役を除く）については350個（うち、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）については100個）とする。

ii. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は取締役（監査等委員である取締役を除く）については3.5万株（うち、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）については1万株）とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、

かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

iii. 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金950円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日後2年を経過した日から7年間とする。

vi. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

- vii. 新株予約権の行使の条件
 - (i) 新株予約権者は、当社普通株式が TOKYO PRO Market 以外のいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
 - (ii) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、従業員または社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (iii) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- viii. 新株予約権の取得に関する事項
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記viiに定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ix. その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第2号議案 監査等委員である取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

(1) 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

監査等委員である取締役が客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適切に確保するとともに、株主の皆様との利害共有意識及び当社の企業価値の増大に対する貢献意識を一層高めることを目的として、当社監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

(2) 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

① スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の監査等委員である取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2024年5月24日開催の第6回定時株主総会において年額30百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、監査等委員である取締役が客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適切に確保するとともに、株主の皆様との利害共有意識及び当社の企業価値の増大に対する貢献意識を一層高めることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する

報酬等の額を年額 10 百万円以内（うち、社外取締役については 10 百万円以内）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の監査等委員である取締役の員数は 3 名（うち社外取締役 3 名）です。

② 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

i. 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の上限は、監査等委員である取締役については 200 個（うち、社外取締役については 200 個）とする。

ii. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は監査等委員である取締役については 2 万株（うち、社外取締役については 2 万株）とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。なお、付与株式数は、本新株予約の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

iii. 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 950 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の

端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- v. 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日後2年を経過した日から7年間とする。
- vi. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- vii. 新株予約権の行使の条件
 - (i) 新株予約権者は、当社普通株式が TOKYO PRO Market 以外のいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
 - (ii) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、従業員または社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (iii) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- viii. 新株予約権の取得に関する事項
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記viiに定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ix. その他の新株予約権の募集事項
その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第3号議案 ストック・オプションとして、取締役及び従業員等に新株予約権を発行する件

第3号議案につきましては、本日付で開示しております「取締役及び従業員等に対するストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ」をご参照ください。

以上